

移民・難民支援基金
第一回（2019年度）応募要項

応募締め切り：2019年7月16日（火）まで

公益財団法人パブリックリソース財団

1 本基金の目的

本基金は、日本国内の難民、移民、技能実習生、外国人労働者とその家族など、外国籍または外国にルーツをもつ人々への支援を行っている NPO 法人等の民間非営利組織に対し、資金助成をはかり、その活動を支援することを目的として、市民によって設立された基金です。

2 本基金の取り組む社会課題

2018 年度第 197 国会においてにおいて、外国人労働者の受け入れを正面から認める新たな在留資格を創設する改正入管法が成立し、日本の外国人労働者政策は大きな転換を迎えました。日本にはすでに約 128 万人の外国人が働いていますが、留学生のアルバイトや国際協力を目的とする「技能実習生」などが中心で、就労を目的とした在留資格（専門的・技術的分野の在留資格）をもつ人は 18.6%しかいません。外国人の就労はあくまで例外的な措置とし、日本での生活支援については具体的な政策を展開してこなかったのがこれまでの日本の外国人政策でした。新たな在留資格の創設で、地域で暮らす外国人との共生を正面から受け止めなければならない事態が生じています。

また近年の国際情勢の流動化に伴い、日本に来る難民も増えていますが、日本の難民認定率は先進国の中で群を抜いて低く、支援は不足しています。職業選択の自由がなく、不当な雇用慣行が横行している「技能実習生」の問題も残されたままであり、「移民」や「難民」への支援を拡充させていくことは日本社会の大きな課題となっています。

今後外国人を単なる労働力としてではなく、人として、多様性を認め合いつつ、ともに地域社会に暮らす生活者として支援する視点が必要となるが、その点で政府・行政の対応の遅れは否めません。

例えば、外国にルーツをもつ人々にとって、日本語を学ぶ機会はいまだ乏しく、円滑にコミュニケーションをすることに困難を抱えている人たちが取り残される傾向があります。医療や保健、福祉、教育といった最低限の行政サービスへのアクセスも十分に保障されておらず、外国人は様々な場面で困難を抱えています。

本基金は、外国人が地域に参画する機会が少なく、日本社会の周辺に追いやられるという状況を防止、改善することを目指しています。

3 基金の支援内容

■助成対象団体：

日本国内で外国籍、および外国にルーツをもつ人々への支援を行っている NPO 法人等の民間非営利組織（法人格の有無は問わない）を対象とします。

■想定される支援対象活動例（あくまでも例です）：

- ・多言語サービス事業、生活支援、メンタルヘルスサポート、電話相談
- ・日本語指導、学習指導
- ・災害時・緊急時対応、DV 救済、移住女性のエンパワメント
- ・差別や人権侵害を防ぐ活動
- ・法律支援、生活支援、定住支援
- ・留学生等在住外国人の就業・起業支援
- ・調査研究活動、政策提言・ネットワーキング など

※国内外の文化の紹介や交流を主とする事業は対象としません。

■助成対象金額：1 団体 80 万円を上限とする助成金です。

単年度の助成です。ただし 3 回まで連続応募を妨げません。

連続応募する場合には、応募書類に 3 月末までの前年度活動報告書の添付が必要です。

■支援団体数：年間 4 件（年間助成総額 320 万円）

■原則として助成金の使途に制限は設けません。

例えば下記のものが考えられます。

人件費	職員、補助員（アルバイト）等の人件費
報償費	講師、専門家、外部協力者等、個人に対する謝金
教育、研修費	講座、研修の参加費等
旅費、交通費	交通費、宿泊費等
備品費	オフィス家具、電気機器類、事務機器類
消耗品費	事務用品、その他事業に必要な消耗品
印刷製本費	チラシやパンフレット類の印刷費、コピー代
図書資料費	書籍、雑誌、新聞等の購入、購読
通信運搬費	郵送料、電話代、インターネット接続代金等
賃借料	機器、設備等の借用に要する経費
水道光熱費	水道代、電気・ガス代
修繕費	シェルターなど事務所の修繕、改修にかかる費用
広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝効果を意図したものの経費
委託費	各種調査の委託費、税理士等への報酬など他事業者への外注費用
租税公課	契約締結当により発生する印紙税等
仕入れ・材料費	事業に必要な原材料、資材、部品等の購入費用。食事提供などのための費用を含む
緊急生活支援費	緊急に必要となった生活支援のための費用
会議費	会議開催日（茶菓子は 1 人 1 回 300 円程度まで）

※難民申請者などの仮放免での保証金に充当することも助成対象とします。ただし、保証金が当該支援団体に返還された際には、当該資金を当基金に返還することを条件とします。

※助成金を、資本金、敷金、保険金等に充当することはできません。

※通信運搬費については、個人が所有する携帯電話の通話料・通信料の計上は認めません。

※人件費は、1人25万円／月を上限とした12か月以内の給与を対象とします。上限を超える給与または賞与は各組織の自己負担とします。

※社会保険の団体負担分は対象としません。

4 選考方法

第三者の専門家による審査委員会を設置し、書類審査により、支援先を決定します。

5 審査基準

本基金の対象とする課題はまだ新しい領域で、多様な取組が出ていることを期待しています。したがって、移民問題と難民問題のバランスにある程度配慮して採択することを前提に、下記の点を審査基準とします。

- ・ 社会課題および裨益者のニーズを具体的にとらえているか
- ・ 裨益者のニーズに応えるための効果的な取組方法を持っているか
- ・ 取り組みは、実現可能なように、よく計画されているか
- ・ 事業を実施するにあたって、どのようなリスクがあると認識し、対応しようとしているか
- ・ 前進や改善を行うための評価方法を自らもっているか
- ・ 資金を管理する体制が整っているか

6 応募手続き

■応募期間：2019年6月10日～7月16日

■応募書類

- ・ 応募用紙
パブリックリソース財団ウェブサイト (http://www.public.or.jp/PRF/news/dt_231.html) から、本基金指定のフォームをダウンロードしてください。
- ・ 定款
- ・ 直近年度の事業報告書・決算報告書
- ・ その他、必要に応じて説明資料を添付することができます。この場合、説明資料はA4判(片面)3ページ以内にまとめてください。3ページを超える場合は、審査会で使用する説明資料を事務局にて精査します。必要なことは極力応募用紙にご記入ください。

■応募方法

- ・ 応募書類は2019年7月16日必着で、電子メール添付でご送付ください。郵送の場合も、7月16日必着となります。それ以降に到着したものは受け付けられません。
- ・ 電子メールで応募の場合、件名に「応募（団体名）」と明記ください。
- ・ 応募に関してのお問い合わせは、件名に「質問（団体名）」と明記の上、下記までお送りください。またお電話でも受け付けます。

■応募書類の送付先・問い合わせ先

〒104-0043 東京都中央区湊2-16-25-202

公益財団法人パブリックリソース財団 担当：黒木、岸本

電話：03-5540-6256（月～金 10：00～17：00）

E-mail: support@public.or.jp

URL: <http://www.public.or.jp>

※個人情報の取り扱い・問い合わせ先についてはパブリックリソース財団 個人情報保護方針 (<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/index.html>) をご覧ください。

7 スケジュール

■2019年

6月10日～7月17日 公募

8月中旬 審査委員会

8月末 助成団体の決定、審査結果の通知助成金交付

9月 助成対象事業開始

10月 事務局による助成対象団体訪問、現場確認と実行計画の策定

■2020年

8月末 事業終了

10月 活動報告書提出

8 手続き等

- 助成決定後、応募団体とパブリックリソース財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成を開始します。
- 助成金は、上記の助成手続き完了後1カ月以内に振り込みます。
- 助成期間終了後1カ月以内に終了報告書（助成金に関する収支報告、事業実施結果の概要、成果、成果の達成度合いに関する自己評価等）を提出いただきます。
- 計画内容の遂行が困難となった場合や変更を必要とする場合には、すみやかに事務局に連絡、相談していただきます。